

## 川崎市学校保健会補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市における学校保健の普及・進展を図るため、川崎市学校保健会の活動に関する経費に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定める。

### (補助対象事業)

第2条 補助事業は、川崎市学校保健会が行う次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 保健衛生思想の普及、進展
- (2) 学校保健に関する調査、研究
- (3) 学校保健に関する事業の企画及び実践
- (4) 学校保健関係者の指導及び研修
- (5) 学校保健資材の斡旋
- (6) その他、川崎市学校保健会の目的達成に必要な事項

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書に事業計画、事業予算書、規則及び役員名簿を添付して市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付)

第4条 市長は、前条の交付の申請があったときは、当該申請の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

2 市長は、前項において、補助金の交付を決定したときは、速やかにその交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を川崎市学校保健会に通知し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

### (交付の条件)

第5条 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助対象事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合においては、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けるべきこと。

2 市長は、前項に定める条件のほか、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

### (交付決定の取消)

第6条 市長は、川崎市学校保健会が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に基づく市長が行った処分に違反したとき。

(申請の取下げ)

第7条 川崎市学校保健会は、第4条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、市長が別に定める期日までに申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助対象事業の遂行)

第9条 川崎市学校保健会は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(補助対象事業の遂行の指示)

第10条 市長は、補助事業が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に従って遂行されていないと認めるときは、川崎市学校保健会に対し、これに従って補助事業を遂行すべきことを指示するものとする。

2 市長は、川崎市学校保健会が前項の指示に従わなかったときは、川崎市学校保健会に対し、当該補助事業の遂行の一時停止を命じるものとする。

(事業報告)

第11条 川崎市学校保健会は、補助金の交付の決定に係る市の会計年度が終了した場合、事業報告書及び決算報告書を市長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

第12条 市長は、前条の事業報告書の提出があった場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助対象事業者に命ずることができる。

2 前条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助事業について準用する。

(補助金の返還)

第13条 市長は、事業報告書及び決算報告書を審査し、この要綱に違反する等その他不適正と認めるときは、川崎市学校保健会に対し、補助金の交付を取り消し、既に交付した補助金の金額又は一部を返還させることができる。

(加算金及び遅延金)

第14条 川崎市学校保健会は、第6条の規定に基づく取消しにより、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領日(補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、最後の受領の日とし、その日に受領した額が返還を命ぜられた額に達しないときは、これに達するまでに順次遡りそれぞれ受領した日)から納付の日までの日数に応じ、当該返還を命ぜられた補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 川崎市学校保健会は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、すでに納付した額を控除した額）につき年 10.95%の割合で計算した遅延金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があるときは、加算金又は遅延金の全部又は一部を免除することができる。

（財産の処分の制限）

第15条 川崎市学校保健会は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（立入検査等）

第16条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、川崎市学校保健会に対し、補助事業に関する報告を求め、当該職員にその事務所に立入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（その他必要事項）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月17日から施行する。